

志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和6年1月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例（令和4年志布志市条例第32号）第3条に規定する基本理念に基づき、全ての人がそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、多様な生き方を選択でき、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に責任をもち、協力し合うこと。

(2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーである旨を誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方又はその一方が本市に住所を有すること（転入予定で宣誓する場合は、宣誓の日から14日以内に本市への転入を完了すること。）。

(3) 双方が現に婚姻していない者であること。

(4) 双方が当事者以外の者と既にパートナーシップの関係にないこと。

(5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市長が指名する市職員の面前においてパー

トナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 戸籍個人事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（日本の国籍を有しない場合にあっては、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証明する書類に日本語訳を添えたもの）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により宣誓を行った者が市内に住所を有しない場合は、宣誓後14日以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。
- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするために、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カード
 - (3) 旅券
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載されている氏名（日本の国籍を有しない者にあっては、これに準じるもの）に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類等を宣誓時に提示するものとする。
- （受領書及び証明カードの交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書が提出されたときは、その内容を審査し、双方が第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者に志布志市パートナーシップ宣誓書受領証及び志布志市パートナーシップ宣誓書受領証明カード（様式第3号。以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、宣誓をしようとする者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍等に記載されている氏名を受領証等に記載するもの

とする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等を紛失、毀損若しくは汚損したとき、又は氏名・住所の変更等再交付が必要と認められるときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 前項の申請に係る本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、志布志市パートナーシップ宣誓受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添えて、市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡した後に、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき。

(3) 宣誓者双方が本市外に転出したとき。

（他の地方自治体との連携協定）

第9条 宣誓者は、本市と連携協定を締結している地方自治体（以下「連携自治体」という。）へ転入・転出する場合であつて、継続してパートナーシップ宣誓制度に類する制度を利用するときは、パートナーシップ宣誓情報連携申出書（様式第6号。以下「連携申出書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により連携申出書が提出されたときは、速やかにその写しを、転出先の地方自治体の長に送付するものとする。

3 連携申出書により、連携地方自治体の長から市長に宣誓情報の引き継ぎがあった場合は、当該申出者は市長に宣誓したものとみなす。

4 前項の場合において、市長は、申出者2人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を受け、受領証を交付する。

5 宣誓者が連携自治体へ転出する際に、連携申出書を提出した場合は、前条の規定にかかわらず、受領証が返還されたものとみなす。

（パートナーシップの無効）

第10条 パートナーシップは次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 市長は前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証等の返還を求めるものとする。

(市民及び事業者への周知)

第11条 市は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月1日告示第72号)

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

志布志市長 様

私たちは、志布志市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和 6 年志布志市告示第 1 号。以下「要綱」という。）に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げることを宣誓します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - ・ お互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に責任をもち、協力し合うこと。

宣 誓 者		
(ふりがな)		
氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
電話番号		

※ 通称名を使用して宣誓を行った場合は、戸籍に記載されている氏名（日本の国籍を有しない者にあっては、これに準じるもの）

【担当課記入欄】

通称名使用確認書類	要綱第 5 条第 2 項により、確認しました。	☐
-----------	-------------------------	--------------------------

様式第2号（第3条、第4条関係）

パートナーシップ宣誓に関する確認書

志布志市長 様

私たちは、志布志市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和6年志布志市告示第1号）に基づき、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）	
第1号	双方が成年に達している。	☐
第2号	少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	☐
	少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※ 転入予定日 年 月 日	☐
第3号	双方に配偶者・当事者以外のパートナーがいない。	☐
第4号	民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻ができない関係ではない。	☐

※ 宣誓後14日以内に、転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する必要があります。

第4条 第1項	添付書類（該当項目に✓をつける）	
第1号	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	☐
第2号	戸籍個人事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが 確認できる書類	☐
第3号	市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）	☐

第4条 第3項	本人確認（確認書類を選択し、✓をつける）	
確認書類	個人番号カード ・ パスポート ・ 運転免許証 その他（写真付書類の名称 ）	☐

志布志市パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓者氏名

様
（ 年 月 日生まれ）

様
（ 年 月 日生まれ）

住所

住所

宣 誓 日

志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

志布志市は全ての人がそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、多様な生き方を選択でき、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を目指しています。

お二人がお互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に責任をもち、協力し合いながら、自分らしく生活されることを応援します。

年 月 日

志布志市長 下 平 晴 行

留意事項

- 1 この受領証は、志布志市パートナーシップの宣誓に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づいて取り扱います。この受領証は法的な効力を有するものではありません。
- 2 要綱第8条に該当する場合は、速やかに返還してください。また、要綱第10条第1項に該当する場合は無効となりますので、速やかに返還してください。

通称名を使用している場合は、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載してください。

通称名 _____

通称名 _____

戸籍上の氏名等 _____

戸籍上の氏名等 _____

この受領証はお二人がお互いを人生のパートナーとして宣誓した想いを、市が受け取った証です。法的な効力を有するものではありませんが、本市では「ひとがともに輝くまちづくり条例」に基づき、多様性を尊重し合い、全ての人が幸福を感じながら生きていける社会の実現を目指しています。この受領証を所有される方は、要綱の趣旨を十分にご理解いただき、市の取組について御協力くださいますよう、お願いします。



志布志市

（発行：志布志市コミュニティ推進課）

その2（第6条関係）

受領証第 号	
志布志市パートナーシップ宣誓書受領証明カード	
宣誓者氏名	
様	様
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。	
年 月 日	印
志布志市長	

お二人がお互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に責任をもち、協力し合いながら、自分らしく生活されることを応援するため、お二人がお互いを人生のパートナーとして宣誓した想いを、市が受け取った証です。 この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。	
戸籍上の氏名（通称を使用している場合）	
様	様
特記事項	

※特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

志布志市長 様

年 月 日付け受領証第 号で交付を受けた下記の書類について再交付を受けたいので、志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和 6 年志布志市告示第 1 号。以下「要綱」という。）第 7 条の規定により申請します。

再交付を求める書類

- ☐ パートナーシップ宣誓書受領証
- ☐ 志布志市パートナーシップ宣誓書受領証明カード

再交付の理由

- ☐ 紛失
- ☐ 毀損・汚損
- ☐ 氏名・住所の変更
- ☐ その他の理由
- ()

申 請 者		
(ふりがな)		
氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

【担当課記入欄】

再発行時の確認	要綱第 4 条第 3 項により、本人確認しました。 確認書類 ()	☐
---------	---------------------------------------	--------------------------

志布志市パートナーシップ宣誓受領証等返還届

志布志市長 様

年 月 日付け、受領証第 号で交付を受けた下記の書類について志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和 6 年志布志市告示第 1 号）第 8 条の規定により返還します。

返還する書類

- ☐ 志布志市パートナーシップ宣誓書受領証
- ☐ 志布志市パートナーシップ宣誓書受領証明カード

※ 紛失等のため、返還できない受領証又は受領証明カードがある場合は、裏面の紛失届を記入してください。

返還する者		
宣誓した日	年 月 日	
(ふりがな)		
氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

【担当課記入欄】

返還書類の確認	志布志市パートナーシップ宣誓書受領証（1 枚）	☐
	志布志市パートナーシップ宣誓書受領証明カード（2 枚）	☐
	紛失届（裏面）の確認	☐

※ 返還届が受理された日の翌日から、パートナーシップの宣誓は無効になります。
※ 以下は紛失等で返還できない受領証又は受領証明カードがある場合に記入してください。

紛失届

下記の書類について紛失したことを届け出ます。

紛失した書類

- ☐ 志布志市パートナーシップ宣誓書受領証
- ☐ 志布志市パートナーシップ宣誓書受領証明カード

(ふりがな)		
氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

※ 上記の届出は紛失等の理由により返還することができない場合にのみ記入し、提出します。

志布志市長 様

記

- ・前住所地の自治体でパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている。
- ・お互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に責任をもち、協力し合う関係を維持している。

申 請 者		
(ふりがな)		
氏 名 (自 署)		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

再発行時の確認	要綱第4条第3項の規定により、本人確認しました。 確認書類（ ）	☐
---------	-------------------------------------	--------------------------